

権現町村・寺家村文書（平成27年7月改正）

番号	文書名	年号	西暦	差出人	宛名	形式	員数	備考
1	一札之事(水害防止のため井水に悪水吐の伏越筒設置、西北堤の嵩置禁止の約定)	寛文12年子6月2日	1672	玉垣村庄屋 久右衛門・権十郎、年寄 久太夫・甚右衛門	寺家村 弥兵衛殿、権現町村 三郎兵衛殿	状	1	裏端書「大橋ノ悪水手形 写」
2	乍恐口上書以申上候(玉垣村からの用水井溝への不法新法の停止願い下書)	(元禄10)丑3月11日	1697	神戸領権現町庄屋 徳兵衛、肝煎 太郎左衛門・忠兵衛、同寺家村庄屋 善右衛門、肝煎 七左衛門・八兵衛	津 御奉行所様	状	1	
3	乍恐口上書(玉垣村からの用水井溝への不法新法の停止願い下書)	(元禄10)丑3月11日	1697	神戸領権現町庄屋 徳兵衛、肝煎 太郎左衛門・忠兵衛、同領寺家村庄屋 善右衛門、肝煎 七左衛門・八兵衛	津 御奉行所様	状	1	
4	乍恐指上申返答書(用水への新法不法停止訴状に対する玉垣村の返答書への論駁書)	元禄10年丑4月11日	1697	神戸領権現町村年寄 太良左衛門(印)、庄屋 徳兵衛(印)、同領寺家村年寄 佐五右衛門(印)、庄屋 善右衛門(印)	津 御奉行様	状	1	
5	河田村口上(用水大川井口筒の割合、錠付筒の蓋・割合、悪水溝につき誓約)	元禄10年丑4月11日	1697	河田村庄や 長兵衛(印)、肝煎 安兵衛(印)・小兵衛(印)	神戸 大庄屋衆中	状	1	端裏貼紙「河田村口上書」
6	寺家権現度々川用水はしり之事(用水をめぐる玉垣村との交渉日記)	(元禄10年3~4月)	1697	—	—	横	1	

7	(論所である百々川はしり木の修復のこと、野辺河田井水の取水につき書状)	(元禄10)4月21日夕	1697	渋谷又八郎(花押)、杉崎五郎兵衛(花押)、渡辺宗兵衛、和田九右衛門(花押)	渡辺弥兵衛様、永井徳兵衛様、渡辺平左衛門様	綴	1	折紙2枚重ね
8	口上(玉垣村との水論中で用水不足だが、降雨と藩役人の指示で植付けできたこと、天候の心配など)	(元禄10)5月14日	1697	寺家村 善右衛門、権現町 小兵衛、両村 惣百姓	弥兵衛殿、徳兵衛殿	状	1	
9	覚(5月29日明方の玉垣村の狼藉の内容につき)	(元禄10年)	1697	—	—	状	1	
10	乍恐以書付御訴訟申上候(権現町村・寺家村と玉垣村の用水争論。両村用水筋への玉垣村からの不法の訴状。7月11日付け、志摩ほか9名から玉垣村庄屋・年寄あての絵図調整と召喚命令の裏書、寅10月25日付けの裁許後処理指示の加筆あり)	元禄10年丁丑7月	1697	権現町村庄屋 徳兵衛、年寄 太郎左衛門、寺家村庄屋 弥兵衛・善右衛門、年寄 治兵衛、両村惣百姓	御奉行所様	状	1	端裏「控 指上訴状御裏判写置申候」。134・135と同じ箱に入っている
10-1	乍恐以書付御訴訟申上候(10の写真コピー。10-1は表、10-2・3は裏書)	元禄10年丁丑7月	1697	貴重史料のため原史料は元箱入りのまま別置。紙箱にはコピーを納めてある				
11	乍恐以書付御訴訟申上候(玉垣村との用水争論訴状下書)	元禄10年丑	1697	訴訟人 権現町村庄屋 徳兵衛、年寄 太郎左衛門、寺家村庄屋 弥兵衛・善右衛門、年寄 治兵衛、両村惣百姓	御奉行所様	状	1	
12	乍恐以書付御訴訟申上候(玉垣村との用水争論訴状下書)	元禄10年丑	1697	権現町村庄屋 徳兵衛、年寄 太郎左衛門、寺家村庄屋 弥兵衛・善右衛門、年寄 治兵衛、両村惣百姓	御奉行所様	状	1	
13	請取申一札之事(江戸評定所の裏判つきの訴状、誓詞前書の案文の受取証)	(元禄10)丑7月24日	1697	玉垣村庄屋 太郎兵衛(印)・権十郎(印)・久右衛門(印)	権現町村庄屋 徳兵衛殿、寺家村同 善右衛門殿・弥兵衛殿	状	1	端裏貼紙「御裏判頂戴請渡シ覚」

14	覚(争論箇所の寸法覚。双方立会のうえ改めたもの)	(元禄11)寅8月6日	1698	寺家村・権現町・玉垣村	—	状	1
15	絵図検盤寸間之帳 権現町村寺家村(堤・分水具の測量帳)	元禄10年丑8月18日	1697	—	—	横	1
16	検盤帳丑之八月廿五日 寅ノ正月十七日迄 権現町村・寺家村(堤・利水用具・川巾などの測量帳)	元禄丑10・8・25	1697	—	—	横	1
17	乍恐口上書を以奉願候(玉垣村の我儘のため論所の一枚絵図が作成できない。玉垣村の説諭願い)	(元禄10)丑9月	1697	石川近江守領分 勢州川曲郡権現町村 訴訟人 太郎左衛門、同郡寺家村 惣兵衛	御評定所様	状	1
18	覚(修理田・百々川の普請人足数・修繕の覚)	(元禄12)卯9月11日	1699	—	—	状	1
19	権現町村・寺家村 付荒帳(荒地・半荒地の書上げ)	(元禄10)丑9月20日	1697	権現町村庄屋 徳兵衛(印)、寺家村村庄屋 善右衛門(印)・弥兵衛(印)	御代官様	豎	1
20	一札之事(絵小屋の絵図箱を玉垣村に奪われたとの通知)	(元禄10)丑10月13日	1697	絵師 利左衛門(印)・伝之丞(印)	寺家村惣兵衛殿、権現町与兵衛殿	状	1
21	(絵師より絵図箱奪い取り一件について知らせる書状)	(元禄10)10月15日	1697	細田九右衛門(花押)	永井徳兵衛様、伊藤善右衛門様、渡辺平左衛門様	横	1

22	丑之年 権現町村・寺家村 付荒帳(付荒のため引高帳)	(元禄10)丑10月25日	1697	丸山市左衛門(印)、宮川六郎兵衛(印)	権現町村・寺家村 庄屋・百姓中	横	1	
23	寅之正月廿一日自二月朔日迄(用水路等の測量記録)	(元禄11)寅正月~2月	1698	—	—	横	1	
24	寅之二月二日自より同十二日迄(用水路等の測量記録)	(元禄11)寅2月	1698	—	—	横	1	
25	岸岡村中島村けんばん(川・溝などの測量記録)	(元禄11)寅2月12日	1698	—	—	横	1	
26	預り申一枚立合絵図之事(権現町村・寺家村と玉垣村の用水争論絵図の預かり状)	元禄11年寅2月29日	1698	玉垣村庄や 太郎兵衛(印)・権十郎(印)	権現町村庄や 徳兵衛殿、寺家村庄や 善右衛門殿	状	1	封印のまま江戸に持参して提出する
27	乍恐以書付申上候(水論場所の流末からの取水が従来通り行えるようにとの願書)	元禄11年寅3月14日	1698	柳村庄屋 九兵衛、肝煎 三郎兵衛、岸岡村庄屋 十兵衛・七右衛門、肝煎 七郎右衛門、両村惣百姓	御奉行所様	状	1	
28	石川近江守様御領分勢州川曲郡権現町村・寺家村庄屋・年寄・百姓用水之出入二目安差上ヶ申二付、乍恐返答書を以申上候	元禄11年寅3月	1698	玉垣村庄屋 権十郎・太郎兵衛、年寄 善兵衛・甚右衛門・権兵衛、惣百姓	御評定所様	状	1	
29	覚(裁判の詮議を才右衛門が説明した覚)	(元禄11)3月21日	1698	—	—	状	1	3月21日津より参候 次而二尋候よし

30	(野辺村・河田村の例年の夏水用水の手配に玉垣村と協働するにつき打合せの書状)	(元禄11)4月27日	1698	渡辺惣兵衛(花押)、細田九右衛門(花押)	渡辺弥兵衛様、永井徳兵衛様、渡辺平左衛門様	横	1	折紙3枚重ね
31	御評定所覚書扣(詮議・返答書・交渉の記録)	(元禄11年)	1698	—	—	横	1	3月19日、5月7~16日
32	権現町寺家村庄屋年寄口書(水論につき5月9日、6月23・25日の評定所への返答書)	(元禄11年)	1698	—	—	状	1	権現町村・寺家村の庄屋・年から桑原与兵衛・山口村右衛門・赤坂助太夫へ
33	今度我等共儀論所御検使被仰付 於江戸ニ申渡ス覚(検使を迎える注意事項。甲州八代郡大積寺村6ヶ村名義の請書雛形が末尾にあり)	元禄11年寅6月	1698	桑原与兵衛、山口村右衛門	国々論所村々 庄屋・組頭・年寄中	状	1	音物禁止、宿、道橋、食事など
34	御検使様御着御見分覚帳(見分日記、水盛など)	(元禄11)寅7月22日	1698	—	—	豎	1	
35	差上ヶ申一札之事(検使を迎えるにあたり案内者の制限・証拠書類提出などにつき請書)	元禄11年寅7月24日	1698	権現町村庄屋 徳兵衛、年寄 太郎左衛門、寺家村庄屋 善右衛門・弥兵衛、年寄 次兵衛、玉垣村庄屋 太郎兵衛・弥右衛門、年寄 権兵衛ほか2名	山口村右衛門様、桑原与兵衛様	状	1	端裏「ひかへ」
36	覚(係争関係地域の各領主の領分・代官所と管轄地リスト)	(元禄11)7月24日	1698	玉垣村庄屋 太郎兵衛、権現町村庄屋 徳兵衛	山口村右衛門様、桑原与兵衛様	横	1	
37	勢州神戸近在村々書付帳(村高及び神戸からの距離)	—	—	—	—	横	1	

38	御検使様へ上ヶ申候ひかへ 勢州川曲郡権現町村・寺家村 荒田書上帳 下帳	(元禄11)寅8月	1698	勢州川曲郡権現町村庄屋 徳兵衛、同郡寺家村庄屋 弥兵衛・善右衛門	桑原与兵衛様、山口村右衛門様	横	1
39	権現町村寺家村本高書上目録(等級別の面積・分米。石高は文禄3年の一柳検地のもの)	(元禄11)寅8月4日	1698	勢州川曲郡権現町村庄屋 徳兵衛、同郡寺家村庄屋 弥兵衛・善右衛門	桑原与兵衛様、山口村右衛門様	状	1
40	勢州川曲郡権現町村寺家村家数人数之覚	(元禄11)寅8月4日	1698	権現町村庄屋 徳兵衛、寺家村庄屋 弥兵衛・善右衛門	山口村右衛門様、桑原与兵衛様	状	1
41	覚(論所に関係する地名の説明)	(元禄11)寅8月5日	1698	権現町村庄屋 徳兵衛、年寄 太郎左衛門、寺家村庄屋 弥兵衛・善右衛門、年寄 治兵衛	桑原与兵衛様、山口村右衛門様	状	1
42	玉垣村池所之覚(池11ヶ所と周囲長の届)	(元禄11)寅8月5日	1698	権現町村庄屋 徳兵衛、年寄 太郎左衛門、寺家村庄屋 弥兵衛・善右衛門、年寄 次兵衛	桑原与兵衛様、山口村右衛門様	状	1
43	玉垣村池所(池9ヶ所と周囲長のリスト)	—	—	—	—	状	1
44	覚(玉垣村の池11ヶ所と周囲長のリスト)	—	—	—	—	状	1
45	大藪川横しめせきと上より西へ溝覚帳(間数・方角覚)	—	—	権現町村・寺家村	—	横	1

46	覚(胴木・溝の深さの丈量覚)	(元禄11)寅8月6日	1698	勢州川曲郡権現町村庄屋 徳兵衛、同寺家村庄屋 弥兵衛・善右衛門	桑原与兵衛様、山口村右衛門様	状	1	
47	差上申一札之事(争論中は係争地に番人を置き、用水溝筋に手を付けないようにするとの請書)	(元禄11)寅8月6日	1698	勢州川曲郡権現町村庄屋 徳兵衛、同寺家村庄屋 弥兵衛・善右衛門、同玉垣村庄屋 弥右衛門・太郎兵衛	桑原与兵衛様、山口村右衛門様	状	1	
48	覚(慶安4年神戸拝領の御礼使者・日付けにつき届)	(元禄11)寅8月6日	1698	勢州川曲郡権現町村庄屋 徳兵衛、同寺家村庄屋 弥兵衛・善右衛門	桑原与兵衛様、山口村右衛門様	状	1	
49	亥之年免相定之事(権現町村の元禄8年免丁)	(元禄8年)	1695	—	—	状	1	裏端「用水出入」
50	覚(荒分8町3反15歩の植付について届)	5月17日	—	—	—	状	1	
51	覚(玉垣村との水論訴状の下書)	—	—	—	—	状	1	
52	覚(水筒寸法、金清水の溜池・出水の大きさの届)	(元禄11)寅8月8日	1698	徳兵、弥兵衛、善右衛門	山口村右衛門様、桑原与兵衛様	状	1	
53	指上申一札之事(水論の検使の受入体制の報告、貸借などないことの請書)	元禄11年寅8月8日	1698	勢州川曲郡権現町村庄屋 徳兵衛、年寄太郎右衛門、寺家村庄屋 弥兵衛・善右衛門、年寄 治兵衛、同郡玉垣村庄屋 弥右衛門・太郎兵衛、年寄 善兵衛ほか2名	桑原与兵衛様、山口村右衛門様	状	1	

54	指上申一札之事(用水争論での申し分はすべて検使に申し尽くしたとの請書)	元禄11年寅8月8日	1698	勢州川曲郡権現町村庄屋 徳兵衛、年寄太郎右衛門、寺家村庄屋 弥兵衛・善右衛門、年寄 治兵衛、玉垣村庄屋 弥右衛門・太郎兵衛、年寄 権兵衛ほか2名	桑原与兵衛様、山口村右衛門様	状	1	
55	差上申一札之事 後ノ控(用水争論での申し分はすべて検使に申し尽くしたとの請書)	元禄11年寅8月8日	1698	勢州川曲郡権現町村庄屋 徳兵衛、年寄太郎右衛門、寺家村庄屋 弥兵衛・善右衛門、年寄 治兵衛、同郡玉垣村庄屋 弥右衛門・太郎兵衛、年寄 善兵衛ほか2名	桑原与兵衛様、山口村右衛門様	状	1	
56	権現町村・寺家村と玉垣村と用水出入二付為御見使岩手藤左衛門様御手代桑原与兵衛様、久保田長五郎様御手代山口村右衛門様勢州江御越論所御見分被遊双方申上候口上之趣并近在被召寄御尋申上候覚	(元禄11)寅8月11日	1698	—	—	状	1	弓削・野辺・河田・十宮・十日市などの諸村からも聞き取り調査している
57	権現町村・寺家村と玉垣村と用水出入二付為御見使岩手藤左衛門様御手代桑原与兵衛様、久保田長五郎様御手代山口村右衛門様勢州江御越論所御見分被遊双方申上候口上之趣并近在被召寄御尋申上候覚	(元禄11)寅8月11日	1698	勢州川曲郡権現町村庄屋 徳兵衛、同国寺家村庄屋 弥兵衛・善右衛門	—	状	1	弓削・野辺・河田・十宮・十日市などの諸村からも聞き取り調査している
58	(水論に係り玉垣村、寺家村・権現町村、野辺村・河田村の口上書)	(元禄11)寅8月	1698	—	—	状	1	8月3・7・11日の詮議
59	(水論に係り玉垣村、寺家村・権現町村、野辺村・河田村の口上書)	(元禄11)寅8月11日	1698	勢州川曲郡同国寺家村庄屋 善右衛門・弥兵衛、権現町村庄屋 徳兵衛	—	状	1	8月3・7・11日の詮議
60	寺家村・権現町村庄屋年寄口書 扣(修理田胴木の常水の水高につき)	(元禄11)寅8月8日	1698	勢州川曲郡権現町村庄屋 徳兵衛、年寄太郎右衛門、同寺家村庄屋 弥兵衛・善右衛門、年寄 治兵衛	山口村右衛門様、桑原与兵衛様	状	1	
61	覚(溝筋の潰れ地・分米高の届)	(元禄11)寅10月8日	1698	勢州川曲郡権現町村庄屋 徳兵衛、年寄太郎右衛門、同寺家村庄屋弥兵衛代平左衛門、庄屋 善右衛門	桑原与兵衛様、山口村右衛門様	状	1	



62	用水出入御検使御済口(権現町村・寺家村・玉垣村の庄屋名を書いたもの)	(元禄11)寅10月24日	1698	—	—	状	1	
63	元禄拾一年戊寅十月廿五日 三御奉行所御裏書写(評定所裁定絵図の裏書写)	元禄11年戊寅10月25日	1698	松志摩、松美濃、荻近江、井大和、松伊豆、井対馬 戸能登、川摂津、稲下野、永伊賀	—	豎	1	表紙墨書「寺家地子町玉垣水論之節頂戴書付、大切ニ可致事」
64	取替シ申証文之事(百々崎走り井の水堰をめくり争議、水末村・玉垣村が再度評定所に訴えた争論の内済。相互に難儀を凌ぎ、昨年の裁決を守る)	元禄12年卯9月26日	1699	勢州川曲郡玉垣村 庄屋 久右衛門(印)・権十郎(印)、年寄 善兵衛(印)・権兵衛(印)、柳村 庄屋 惣兵衛(印)、年寄 三郎兵衛(印)、岸岡村 庄屋 七右衛門(印)	同国同郡権現町村 庄屋 徳兵衛殿、組頭 清兵衛殿、寺家村 庄屋 善右衛門殿、組頭 七右衛門殿	状	1	「取替証文本紙書」と書いた包紙入り
65-1	覚(百々崎走り木より修理田・大藪川落合迄の溝普請人足人数の届)	(元禄12)卯9月23日	1699	権現町村庄屋 徳兵衛、組頭 清兵衛門、寺家村庄屋 善右衛門、組頭 七右衛門	山口村右衛門様	状	1	端裏「ひかへ」
65-2	亥之年権現町御年貢可納割付之事	正保4年亥11月15日	1647	佐平十(印)	権現町 庄屋・百姓中	状	1	65-1に貼り継ぎ
66	証文之事(神戸城築城のため城内を通っていた3カ村の用水をつけ替る約定)	延享3年寅10月11日	1746	藤堂和泉守領分 勢州河曲郡玉垣村年寄 孫左衛門(印)・孫右衛門(印)・清五郎(印)、庄屋 久太夫(印)・平八(印)・奥右衛門(印)、加入庄屋 杉野久右衛門(印)	本多伊予守様御領分 勢州河曲郡権現町村庄屋 利兵衛殿、年寄 太郎左衛門殿、同御領 同郡寺家村庄屋 善右衛門殿、年寄 太右衛門殿・宇兵衛殿	状	1	
67	用水出入諸帳面書入目録(争論の提出書類リスト。明和9年以後平成15年までの地子町・寺家町による虫干記録を書き継ぎ)	—	—	—	—	横	1	
68	地子町・寺家両村と野辺村と故障覚(水不足のため野辺村と地子町・寺家村との用水割当争論日記)	安政4年巳3月	1857	—	—	豎	1	

69	(安政期から明治初期にかけて湯水のため他村と交渉した一件留。前欠)	(明治初期)	—	—	—	綴	1	
70	差入申一札之事(野辺村の水下げを妨げた詫び状下書)	(安政4年)	1857	神戸領寺家村・地子町村 庄屋年寄百姓代	亀山領 野辺村 役人当テ	状	1	
71	御証文御絵図并諸書附改帳(用水出入書類リスト。のちの書き足しあり)	安政6年未7月5日	1859	—	—	横	1	リストに朱番号を付けており、それが各史料にも記されている
72	元禄年水論掛 絵図面貳枚、下絵図五枚、願書之扣七本、近村高附・手紙之写・荒田町数書八冊(袋のみ)	—	—	—	—	他	1	安政4年に家中永井徳治から寺家・地子町へ管理が移された
73	亥年免相之事(地子町村免定)	文久3年11月	1863	小川幸左衛門(印)、村瀬伝太夫(印)、鈴木衛守(印)	庄屋・惣百姓	状	1	
74	一札之事(大藪川筋の付け替の承諾一札)	明治3年午3月	1870	津藩支配地 玉垣村 庄屋 杉野伊右衛門(印)・玉置勘左衛門(印)・萩野弥十郎(印)、年寄 徳五郎(印)・作兵衛(印)・金蔵(印)	神戸御藩支配地 寺家村 庄屋 磯部又一郎殿、年寄 佐野彦次郎殿・沢田忠四郎殿、同御藩支配地 地子町村 庄屋 中島勇治郎殿、年寄 伝蔵殿・宗吉殿	状	1	
75	為取替証文之事(去る寅年の震災で大藪川筋に広狭ができたので川替請普を行うことについて)	明治3年午3月	1870	亀山藩支配所 安塚村庄屋 藪田源蔵(印)・山際藤次郎(印)、肝煎 治平(印)・平九郎(印)	神戸藩御支配所 地子町村庄屋 中島勇治郎殿、年寄 伝蔵殿・宗吉殿、同藩御支配所 寺家庄屋 磯部又一郎殿、年寄 佐野彦次郎殿・沢田忠四郎殿	状	1	
76	証(第5大区扱所が示した新開井組の新法は希望せず、旧慣据え置きを決議するとの請書雛形)	—	—	安塚村 総代、用掛総代兼	地子町村・寺家村 用掛・総代 宛	状	1	

77	伺書(地子町村から河田村を用水運営不法で訴える)	明治7年5月27日	1874	津新魚町寄留 代書人 桑原忠輔(印)	三重県 御庁	縦	1	
78	井水之義二付御願(新法を主張する河田村の説諭願)	明治7年7月6日	1874	地子町村総代 森岡久平(印)ほか1名、寺家村総代 沢田忠四郎(印)ほか1名	第五大区 区長御中	縦	1	
79	井水之儀二付御願(新法を主張する河田村の説諭願)	明治7年7月6日	1874	地子町村総代 森岡久平(印)ほか1名、寺家村総代 沢田忠四郎(印)ほか1名	第五大区 区長御中	綴	1	反古紙1枚挟み込み
80	(新法を主張する河田村の説諭願下書)	—	—	—	—	綴	1	
81	(河田・玉垣村と地子町・寺家村の用水争論につき河田村ほか3カ村の召喚状。訴状の写を添付)	(明治7年)6月14日	1874	一ノ小区 事務処(印)	地子町村・寺家村 総代中	綴	1	
82	(用水・垂水に関わる河田村の行為の訴状下書)	(明治7年)	1874	—	—	綴	1	
83	(新法を主張する河田村の説諭願下書)	(明治7年)	1874	—	—	縦	1	
84	(新法を主張する河田村の説諭願下書)	(明治7年)	1874	—	—	綴	1	

85	井水之義ニ付再願(裁決を急ぐよう再願書下書)	明治7年7月14日	1874	地子町総代、寺家村総代	—	状	1
86	口上書(説諭に不満の人名の提出はできない)	明治7年7月23日	1874	地子町村総代 酒井・森岡、寺家村総代 沢田・さの	第五大区 区長御中	綴	1
87	口上書(一刻も早い解決の願書下書)	明治7年7月24日	1874	森岡・酒井、沢田・さの	区長御中	豎	1
88	用水路之義ニ付御願(百々崎より又口まで川を元通りに浚える願書)	明治7年7月30日	1874	地子町村総代 森岡久平・酒井宗吉、寺家村総代 沢田忠四郎 佐野彦次郎	第五大区 区長御中	綴	1
89	(用水の件は大事件につき下案提出の書状)	—	—	地子町村用掛 森岡久平、寺家村用掛 渡辺九兵衛	安塚村 用掛御中	状	1
90-1	水論再訴状(水論裁許後、井組の申し出を拒絶したため起こった徒党騒動の差し止めの訴訟。表紙に「依願却下」と朱書)	明治7年9月13日	1874	永戸友七(印)、沢田藤右衛門(印)、伊勢国阿濃郡藤方村農 代書人 原田光次郎(印)	三重県権令岩村定高殿	豎	1
90-2	(用水路への河田村の妨害行為の復旧・見分願い。7月19・20・21日の3日分の綴じ合わせ)	明治8年7月	1875	地子町村農惣代 永戸友七ほか1名、寺家村農惣代 沢田九右衛門ほか1名、地子町村用掛 森岡久平、寺家村用掛 渡辺与七ほか1名	戸長竹内常顕殿	豎	1
90-3	(用水路への河田村の妨害行為の復旧・見分願い下書。7月19・20・21・22日の4日分の綴じ合わせ)	明治8年7月	1875	—	—	豎	1

90-4	委任状之事(用水争論の委任状)	明治10年7月26日	1877	地子町村 水谷伝七ほか18名、寺家村 沢田忠右衛門ほか31名	地子町村 永戸友七殿	豎	1	
90-5	口上書(井水裁決につき金10円の保証金を出して承服)	明治7年6月17日	1873	地子町村 百姓代 中川平七(印)、寺家村 百姓代 佐野又吉(印)・渡辺伴蔵(印)	第五大区 区長御中	豎	1	
90-6	(用水の件は大事件につき下案提出の書状)	—	—	一ノ小区 地子町村用掛 森岡久平、寺家村用掛 渡辺与七	三ノ小区肥田村・玉垣村 用掛御中	豎	1	
90-7	証(第五大区扱所が示した新開井組の新法は希望せず、旧慣据え置きを決議するとの請書雛形)	—	—	玉垣村・肥田村 用掛	地子町・寺家 用掛宛	状	1	全体が綴じ合わせてある
90-8	為取換約定証(用水路の換地などにつき)	—	—	—	—	状	1	
90-9	契約証(堰新設、土居木取放しにつき)	—	—	—	—	状	1	
90-10	差入申一札之事(土居木取放し、水堰入れにつき)	—	—	—	—	状	1	
90-11	御説諭願(土居木取放しにつき和解の説諭願い)	明治18年5月13日	1885	川曲郡地子町総代 清水伝四郎、寺家村総代 渡辺九兵衛	奄芸河曲郡長口原口口殿	状	1	

90-12	間黒川筋用水料ニ付為取換書(堰所の土居木につき)	明治18年5月11日	1885	—	—	状	1
90-13	(堰新設、土居木取放しにつき書類控)	(明治18年)	1885	—	—	綴	1
91	(用水は便宜を図らうべきこと、井水に組込まずともよいこと、今後の不法は処分するとの仰せ渡しのうえ訴状下げ渡しにつき通知)	明治7年9月14日	1874	代書人 原田光次郎(印)、改換代書 桑原忠助(印)	疋田彦七殿、永戸友七殿	豎	1
92	野辺村・河田村え係ル 水論一件書類(袋)	明治6年起	1873	三重県下第五大区壱之小区 地子町・寺家両村	—	他	1
92-1	御尋ニ付口上書ヲ以申上候(河田村字真黒ノ下で早魃年に留切をしていたかについて回答)	明治8年7月26日	1875	玉垣村井廻り 辻次郎助(印)	一ノ小区 扱所御中	状	1
92-2	一取皆之事(河田村との井水論の入費に異存なしとの請書)	—	—	百姓代 中川平七(印)、疋田彦七(印)、坂番卯右衛門ほか5名	—	状	1
92-3	(去る7年の示談済口への不満につき回答下書)	—	—	—	—	状	1
92-4	第百七拾三号(用水の上下流での互助の心得)	明治6年7月	1873	三重県参岩村定高	—	状	1

92-5	八月廿八日河田村より差越候答書之写(用水引入方につき掛合書への河田村返答の通知)	明治11年8月28日	1878	第五大区一ノ小区河田村 用掛	同区地家地子町村 両村用掛御中	状	1	11通綴じ合わせ
92-6	井水之義二付願(水論は明治7年落着のはず、河田村の真黒川への不法につき)	8月29日	—	両村総代、用掛	—	状	1	
92-7	(井水の件で世話になった礼状)	明治8年7月22日	1875	玉垣邨 用掛(印)	寺家村・地子町村 用掛御中	状	1	
92-8	井水之義二付出訴御届(河田村が示談を拒んだため出訴したとの届)	明治7年7月29日	1874	地子町村・寺家村 総代	区長宛	状	1	
92-9	(去る7年の示談済口への不満につき回答下書)	8月28日	—	寺家・地子 両村用掛	河田村 用掛御中	状	1	
92-10	井水之義二付再願	明治7年7月17日	1874	寺家村総代 沢田忠四郎ほか1名、地子町村総代 酒井宗治ほか1名	第五大区 区長御中	状	1	
92-11	祭典定日換願(農作都合により氏神熊野大神の祭礼日延べ願)	明治10年8月29日	1877	第五大区一ノ小区地子町村 熊の大神氏子総代 疋田彦七ほか1名、祠掌 江本信弘	三重県令岩村定高殿	状	1	
93	委任状(河田村との水論に永戸友七・沢田藤右衛門を総代理人とする)	明治8年7月29日	1875	第五大区一ノ小区河曲郡地子町村百姓代 農中川平七ほか3名、同郡寺家村百姓代 農 中村平蔵ほか3名、森岡久平ほか2名	永戸友七殿、疋田彦七殿、沢田藤右衛門殿	豎	1	

94	水路之儀二付御願(明治7年の示談後も河田村から理不尽な示談を申し出るため、川筋実地検査・理不尽をしないとの請書を河田村から差し入れるよう願。戸長 竹常顯・副戸長 玉田弥十郎の奥印あり、但し印抹消)	明治8年8月4日	1875	寺家村農惣代 沢田九右衛門(印)・中村平蔵(印)、地子町村農惣代 永戸友七(印)・疋田彦七(印)、寺家村用掛 渡辺与七(印)・佐野彦治郎(印)、地子町村用掛 森岡久平(印)	区長 神谷直与殿	縦	1
95	水路之儀二付御願(明治7年の示談後も河田村から理不尽な示談を申し出るため、川筋実地検査・理不尽をしないとの請書を河田村から差し入れるよう願)	明治8年8月11日	1875	寺家村農惣代 沢田九右衛門(印)・中村平蔵(印)、地子町村農惣代 永戸友七(印)・疋田彦七(印)、寺家村用掛 渡辺与七(印)・佐野彦治郎(印)、地子町村用掛 森岡久平(印)	区長神谷直興殿	綴	1
96	真黒川用水路新法案(真黒川筋井水規則とも)	—	—	—	—	綴	1
97	真黒川用水路新法案	—	—	—	—	綴	1
98	居住地之義二付急速御指令願(十日市場村飛び地の券状下げ渡しにつき)	明治9年3月2日	1876	地子町村組頭 永戸友七(印)ほか2名、用掛 森岡久平	三重県令 岩村定高殿	縦	1
99	井堰修繕之義二付願(百々崎井堰修繕を従来とおりに仕立てるための実地検査願)	明治9年4月7日	1876	地子町村 組頭総代 永戸友七(印)、寺家村 組頭総代 渡辺弥太郎(印)、用掛 森岡久平(印)・渡辺与七(印)、河田村組頭総代 平四郎ほか2名	三重県令岩村定高殿	縦	1
100-1	差入申約定之事(走り木の土俵への妨害行為につき)	—	—	—	—	状	1
100-2	字百々崎走り木之儀二付上申(走り木の仮埋、土俵への不法停止の指令につき)	—	—	—	—	状	1



100-3	井堰修繕之義ニ付願(百々崎井堰修繕を従来とおりに仕立てるための実地検査願)	—	—	—	—	状	1	6点は綴じ合わせてある
100-4	居住地之儀ニ付歎願書御下願(十日町市場の飛び地につき示談成立のため)	—	—	—	—	状	2	
100-5	(百々崎井堰修繕を従来とおりに仕立てるための実地検査願。前欠)	明治9年4月6日	1876	地子町村 組頭総代 永戸友七(印)、寺家村 組頭総代 渡辺弥太郎(印)	—	状	1	
101	真黒川用水路新法御議案ニ付答(新法を請けがたい理由書下書)	明治10年7月	1877	寺家村組頭惣代、地子町村組頭惣代 永戸友七、寺家村総代 深田忠左衛門、地子町村総代 疋田彦七、寺家村用掛 渡辺九兵衛・渡辺与七、地子町村用掛 森岡久平	第五大区 扱所御中	豎	1	
102	真黒川用水路新法御議案ニ付答(新法を請けがたい理由書下書)	—	—	—	—	豎	1	
103	(井水論が示談となったのも真黒川の新法を企てるなどの不法の弾劾と再訴通告書)	明治10年8月25日	1877	地子町村総代 疋田彦七、用掛 森岡久平、寺家村総代 沢田忠左衛門、用掛 渡辺九兵衛・同与七	河田村 用掛・総代御中	豎	1	
104	約定書(字山ノ越に水車設置営業にあたり両村用水に支障を与えないとの一札)	明治11年8月31日	1878	第五大区一小区河田村水車願主 棚瀬吉五郎(印)	同区地子町村・寺家村 用掛・総代御中	状	1	
105-1	水車営業并田地宅地成溝敷御願(田地・宅地成を溝敷とする願い下書)	明治11年8月29日	1878	第五大区一ノ小区河田村 願主 棚瀬吉五郎、地主 山田善蔵	—	状	1	2通綴じ合わせ

105-2	(棚瀬吉五郎の水車営業が近村に差障りないか照会)	明治11年8月30日	1878	一之小区 扱所(印)	地子町村・寺家村 用掛御中	状	1	4点綴じ合わせ
106	約定証(水車新設にあたり支障時は取り除くとの約定)	明治15年1月	1882	十日市場総代 鎌井平造(印)	地子町村総代 永戸友七殿、寺家村総代 服部与七殿	状	1	
107-1	十日市場二係故障済口旨意略記(十日市場の間黒川から引水する件の争論示談顛末。示談約定書を添付)	(明治17年)	1884	—	—	豎	1	4点綴じ合わせ
107-2	間黒川用水字東八七瀬二係ル約定書(引水示談)	(明治17年)	1884	寺家村・地子町村 総代	—	綴	1	
107-3	(間黒川用水の引水の件の示談書案の送り状。案は第1～3号まであり)	明治17年7月9日	1884	地子町村総代 永戸友七、寺家村同 渡辺与七	戸長神谷殿	豎	1	
107-4	十日市場へ係ル水路事件手続書(騒動の経過)	—	—	—	—	豎	1	
108	水路論雑費二付取為替証(水路訴訟雑費93円余の分担金を5年賦で渡すにあたり)	明治17年8月31日	1884	河曲郡玉垣村総代 庭田助七(印)・岩間金蔵(印)	地子町村・寺家村 取締御中	状	1	
109	契約書(間黒川から用水路引水のため十日市場の河床から土居取り放し、村々用水に故障なきようにするとの示談書。戸長 西村剛三郎の奥書あり)	明治18年6月	1885	河曲郡十日市場人民総代 兼松重造(印)・鎌井伊右衛門(印)、同郡地子町村人民総代 清水伝次郎(印)・酒井伊三吉(印)、同郡寺家村人民総代 渡辺九兵衛(印)・渡辺与七(印)	—	状	1	

110	(仲裁に河曲郡の諸戸長が入ったので強気は慎むようにとの書状)	明治20年6月26日	1887	戸長 清水精一郎	寺家村・地子町村 水路関係御中	状	1	
111	代言御届(代言人に荒木一作を選任する届雛形。地子町住民で印鑑を捺せない者のリスト添付)	—	—	—	—	綴	1	不在、印鑑不所持、行方不明などの理由
112	参考図(鈴鹿川の新開井口から取水する用水絵図。真黒川・修繕田堰など訴訟関係地を記入)	明治22年10月7日	1889	原告人 川北平助、同代言人 長井氏克	—	他	1	113の裁判の参考図
113-1	約定証(新開河田野辺村の井堰からの水路の経費・配水・維持などにつき。寺家・地子町村は関係が薄いが懇親するべきこと。池田村外4ヶ村戸長 梶川升ほか6名の奥書あり)	明治20年6月28日	1887	河曲郡寺家村総代 佐野文四郎(印)・渡辺九兵衛(印)ほか地子町村・野辺村・河田村・玉垣村・岸岡村・肥田村各村の総代	—	豎	1	
113-2	裁判言渡書(新開樋管からの用水路掘割費用補助費を寺家・地子町両村に請求する、河田・野辺・玉垣・岸岡村民の訴訟)	明治23年4月30日	1890	判決)安濃津治安裁判所判事富田瀧次郎 謄写)裁判所書記太田鍬吉(印)	—	豎	1	3冊綴じ合わせ
113-3	裁判言渡書(控訴審の判決。始審判決通り、控訴者敗訴)	明治23年10月21日	1890	判決)安濃津始審裁判所判事代理治安裁判所判事 富田信武 謄写)裁判所書記山口致知(印)	—	豎	1	
114	水車之義二付上申(用水路の配水・堰開閉時間・堰の高低について。後欠)	(明治26年9月 )	1893	—	—	状	1	大字扣。117とペア
115	用水堰入方之義二付上申(非常の干魃のため修理田堰所閉鎖の上申。流末村へは流下しなくなる)	明治26年8月15日	1893	地子町人民総代 清水伝次郎(印)・中川新七(印)、寺家人民総代 渡辺与七(印)・佐野豊蔵(印)	奄芸河曲郡長浦田長民殿	状	1	8月19日付、郡役所第一課より神戸町役場・飯野村役場あて、上申の儀は面談したいので返付するとの貼紙あり

116	用水堰入方之義二付上申(115の写し)	明治26年8月15日	1893	地子町人民総代 清水伝次郎・中川新七、寺家総代 渡辺与七・佐野豊蔵	奄芸河曲郡長浦田長民殿	状	1	
117	(板堰にする場合の対処方法について上申。前欠、114の続き)	明治26年9月	1893	河曲郡神戸町大字地子町人民総代 清水伝次郎・伊坂宗吉、河曲郡飯野村大字寺人民総代 渡辺与七・佐野豊蔵	奄芸河曲郡長浦田長民殿	状	1	
118	約定証(新開用水路配水方法についてのとりきめ)	明治27年5月22日	1894	河曲郡河曲村大字野辺総代 田中分吉(印)・酒井市右衛門(印)ほか同村大字河田・神戸町大字地子町・飯野村大字寺家・玉垣村大字玉垣・同村大字肥田総代・若松村大字岸岡の各総代14名、河曲村助役 青木謙造(印)、神戸町長 伊藤宗九郎(印)、飯野村長 中島邦造(印)、玉垣村長 森田槍造(印)、若松村長 山田久吉(印)	—	豎	1	
119	記(普請用木材・大工手間賃の覚)	明治27年6月11日	1894	川田 北川与三松・北川平助	新開御中殿	状	1	堰の普請か
120	キ(普請用木材・釘などの代金、大工手間賃の受取証)	明治27年8月9日	1894	川北平助(代印)、河田 北川与三松	新開御中殿	状	1	
121-1	水車新設願(野辺用水路を使用して野辺に新設)	明治40年11月8日	1907	河芸郡河曲村大字野辺 営業人 酒井久右衛門・原田彦兵衛、地主 酒井久次郎・西村万蔵	郡長宛	状	1	
121-2	(水車新設につき県庁からの照会の伝達状)	明治41年7月16日	1908	神戸町長西尾寿繁(印)	神戸町大字地子町 惣代中川新七殿	状	1	3通綴じ合わせ
121-3	(水車新設につき支障の有無の照会状写)	明治41年7月16日	1908	第二課長福永純一	神戸町長西尾寿繁殿	状	1	

122	(水車新設許可書写)	明治41年6月18日	1908	郡長	酒井久右衛門、宗田彦兵衛	状	1	
123	写(天正期の権現町掟ほか)	—	—	—	—	状	1	
124	(元禄10年夏、評定所からの命令で作製される絵図に関係したものか、後の写しか)	—	—	—	—	他	1か	紙質最悪、折れ目から切れる。展示・閲覧不可
125	(寺家村の新畑・起畑絵図)	—	—	—	—	他	1	47.0×63.0
126	(大川取入口よりの用水路図。玉垣人足のかかわらない部分を図示)	—	—	—	—	他	1	50×60
127	(用水路の間数見取図か)	—	—	—	—	他	1	42.0×58.5
128	(権現町村・寺家村の入会地絵図か)	—	—	—	—	他	1	60×87
129	(権現町村・寺家村の入会地絵図か)	—	—	—	—	—	1	54×76.

130	(神戸城築城にあたり、権現町村・寺家村・玉垣村の井溝が御堀になるので付け替えにつき取り決め絵図。細田九右衛門ほか3名の奥書あり)	延享3年丙寅10月11日	1746	神戸領権現町村庄屋 利兵衛(印)、年寄 太郎左衛門(印)、同領寺家村庄屋 善右衛門(印)、年寄 太右衛門(印)・宇兵衛(印)、津領玉垣村加入庄屋 杉野久右衛門(印)、同村庄屋 奥右衛門(印)・平八(印)・久太夫	—	他	1	80.5×98.0。「代井溝小絵図 延享三丙寅年十月十一日」と書いた袋入り
131	(百々川・寺井・大藪川にはさまれた地域の用水路と権現町村・寺家村田地絵図)	—	—	—	—	他	1	86.0×60.5。耕地一枚ごとの名入り
132	(鈴鹿川新開の取入口より錠封田堰・間黒川・十日市場走り木・間黒川・修理田堰などを経て岸岡への水路図)	(明治)	—	—	—	他	1	29.5×111.5
133	(鈴鹿川取水口より寺家村までの水路絵図)	明治7年8月12日	1874	用掛 森岡久平書	—	他	1	83.0×106.0
134	(権現町村・寺家村と玉垣村の水論の評定所裁許絵図)	元禄11年戊寅10月25日	1698	荻近江、井対馬、稲下野、松美濃、松伊豆、川撰津、戸能登、永伊賀、松志摩、井大和	—	他	1	134:220×260、135:216×255。「元禄十一寅年十月 御裁許裏書絵図面 一枚 本多駒之助領分 伊勢国河曲郡 権現町村・寺家村」「御証文袋 権現町村・寺家村」と書いた二重袋入り、「元禄十一寅年十月 御裁許裏書絵図面 伊勢国河曲郡 権現町村・寺家村」と書いた桐内箱、「用水絵図御証文并諸書付 地子町村・寺家村」と書いた外箱入り
135	(権現町村・寺家村と玉垣村の水論の評定所裁許絵図写)	元禄11年戊寅10月	1698	荻近江、井対馬、稲下野、松美濃、松伊豆、川撰津、戸能登、永伊賀、松志摩、井大和	—	他	1	
(134)	(評定所の裁許絵図裏書コピー)	—	—	—	—	他	1	
(135)	(評定所の裁許絵図裏書コピー)	—	—	—	—	他	1	

136 (寺家村の新畑・起畑絵図)	—	—	—	—	他	1	44.5×64.0。貼紙多く、免相の変更等の書込あり。上記絵図に挟まれていた
権現町村・寺家村文書目録(旧)	—	—	—	—	他	1	整理の痕跡
文書の解説綴1.2.	—	—	—	—	ファイル	2	